皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十四日午後四時二分御出門、第二十回みどりの式典に御臨席のため、パレスホテル東京（千代田区）へ行幸啓、同六時十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、スウェーデン国王陛下の御誕生日につき、四月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十一号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和八年五月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年五月一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) その関係図面は、令和八年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

(二) 道路の種類　一般国道

(三) 路線名　三号

(四) 占用を制限する区域

区域	備考
鹿児島市南島字鎌手六八一番一から同市南島字鎌手六四五番一まで	

(五) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(六) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(七) 占用の制限の開始の期日　令和八年五月二日

(八) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　北海道小樽水産高等学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）亀山　喜明

（変更後）黒島　裕司

三　変更年月日　令和八年四月一日

第百号を第百一号とし、第十八号から第九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　東和薬品株式会社

第百一号の次に次の一号を加える。

百二　楽天モバイル株式会社

法務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人岩井隆義は願により公証人を免ぜられた。

金谷和彦は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人岩井隆義の後任を命ぜられた。（以上四月二十二日）（法務省）

国家試験

令和８年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、令和８年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

令和８年５月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日

(1)　第１部試験（筆記試験）　令和８年６月24日（水曜日）

(2)　第２部試験

ア　筆記試験　令和８年９月29日（火曜日）

イ　実地試験　令和８年11月５日（木曜日）

令和８年11月６日（金曜日）

2　試験地

(1)　第１部試験　東京都

(2)　第２部試験　東京都

3　試験科目

(1)　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

(2)　第２部試験

ア　筆記試験　内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ　実地試験　内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

4　試験の方法

(1)　第１部試験に合格した者でなければ、第２部試験筆記試験を受けることができない。

(2)　第２部試験筆記試験に合格した者でなければ、第２部試験実地試験を受けることができない。

5　受験資格

(1)　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(2)　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

6　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

また、受験願書には、受験する試験区分（第１部試験又は第２部試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）　出願前３月以内に発行されたもの。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、460円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。